

役員の報酬並びに費用に関する規程

一般社団法人

ななお・なかのと就労支援センター

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人ななお・なかのと就労支援センター（以下「当法人」という。）の役員の報酬および費用弁償に関する事項を定め、法人運営の透明性および適正性を確保することを目的とする。

第2条（役員の範囲）

本規程における役員とは、当法人の理事および監事をいう。

第3条（役員報酬）

当法人の役員の報酬は、無報酬（0円）とする。

役員は、無報酬であることを理解し、公益性の高い法人運営に寄与するものとする。

将来、役員報酬を支給する必要が生じた場合は、理事会および社員総会の承認を経て別途定める。

第4条（費用弁償）

役員が職務を遂行するために必要な費用を支出した場合は、実費の範囲内で弁償することができる。

前項の費用弁償を受ける場合、役員は領収書その他の証憑書類を添付し、事務局に申請しなければならない。

弁償の可否および金額は、代表理事が確認し決裁する。

第5条（旅費）

役員が職務のために出張した場合、旅費は旅費規程に基づき支給する。

旅費規程が未整備の場合は、実費精算とする。

第6条（透明性の確保）

役員報酬および費用弁償に関する情報は、必要に応じて理事会に報告する。

第7条（規程の見直し）

本規程は、必要に応じて見直しを行い、適切なガバナンスおよび透明性の確保に努める。

（付則）

この規定は、令和7年4月1日から施行する